

## 「北海道水産業・漁村振興条例」の点検について

## (1) 経緯

- 道では、水産業及び漁村の振興を図るため、「水産業・漁村振興条例」を平成 14 年 3 月に制定した。

その後、社会経済情勢が大きく変化する中で、長期間にわたり改正が行われていない条例もあることなどから、平成 20 年に全庁的に多種多様な条例等を分類した上で、一斉に点検・見直しを行った。

- その結果、「水産業・漁村振興条例」の附則に条例の適時性が確保されるよう、点検・見直しに関する規定を追加し、5 年経過毎に検討を行うこととされた。

○附則（略）

3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
追加〔平成 21 年条例 15 号〕

## (2) 条例の点検・見直しの視点

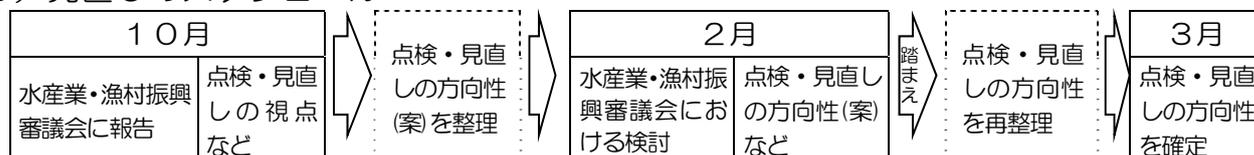
- 全庁的に、見直し規定を有する条例については、条例の施行状況等を勘案のうえ、条例の適時性が確保されるよう、次の(1)～(5)の視点を基本として点検・見直しを行うこととされている。
- 「水産業・漁村振興条例」については、令和 2 年 3 月 31 日までには点検・見直しの視点に沿って、点検の結果を整理する必要がある。

## 点検・見直しの視点

項目	点検・見直し内容
(1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例が対応しようとしていた課題は、現在においても、<u>条例により対応しなければならない課題</u>であるか、また、道が対応すべき課題であるか</li> <li>規制のあり方が現在の社会情勢の下で必要以上のものになっていないか</li> <li>関係法令の改正等によって、不要となった規定はないか</li> </ul>
(2) 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の目的を達成するために、現時点においても、規定が効率的に機能し、十分な効果を挙げているか</li> </ul>
(3) 基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容が、道政の長期的な基本方針（新・北海道総合計画等）に適合したものになっているか</li> </ul>
(4) 適法性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容が法令の範囲内であるか</li> </ul>
(5) 規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>社会情勢の変化に伴い適切でなくなった表現はないか</u></li> <li>条例の規定が分かりやすく、かつ、整理されたものとなっているか</li> </ul>

- 点検・見直しを検討するにあたっては、水産業及び漁村の現状や取り巻く情勢の変化を適確に捉えて判断する必要がある。

## (3) 見直しのスケジュール



# 北海道水産業・漁村振興条例の概要

この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに水産業者及び水産業の関係団体並びに道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的とします。

**S56.3**  
北海道水産業振興審議会条例  
**S61.7**  
北海道漁業及び水産加工業経営安定条例

**H14.3**  
北海道水産業・漁村振興条例の制定  
併せて左記の2条例を廃止

**H21.3**  
附則に見直し規定を追加  
道条例の一斉点検・見直しにより、附則に5年経過後の見直し規定を追加

## 基本理念

道が講ずる施策の総合的・計画的な推進

水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

どの理念にも同じ様に  
関連する事項

## 道が講ずる基本的な施策

- 1 水産資源の適切な管理等
- 2 栽培漁業の推進
- 3 担い手の育成及び確保等
- 4 安定的な水産業経営の育成
- 5 協同組合組織の経営の安定
- 6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給
- 7 水産物の競争力の強化
- 8 水産資源の生育環境の保全
- 9 環境と調和した水産業の展開
- 10 快適で住みよい漁村の構築
- 11 活力のある漁村の構築
- 12 道民の理解の促進
- 13 水産業の振興に関する技術の向上

## 施策の基本的な方針

「北海道水産業・漁村振興推進計画」の策定  
(H15,20,25,30の3月)  
条例に掲げる施策を総合的かつ計画的に進めるため、水産業・漁村をめぐる情勢の変化や、国の水産基本計画などとの整合を勘案し、今後10年程度の展望のもと、当面5年間の取組を取りまとめている。

### 推進計画の基本方針 (H30～)

- I 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化
- II 漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保
- III 安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大
- IV 水産業を核とした活力ある漁村地域の形成
- V 水産業・漁村の発展を支える水産技術の向上と道民理解の促進

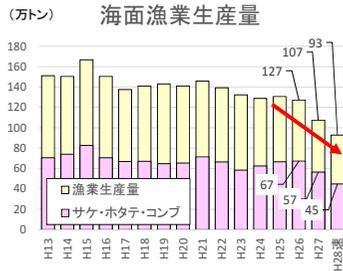
北海道水産業・漁村振興審議会  
設置根拠：北海道水産業・漁村  
振興条例第22条

知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議  
「水産業・漁村振興推進計画」の策定・変更

現状等

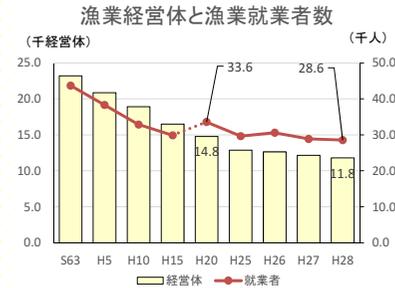
## ■ 漁業生産の減少

- 海水温等の海洋環境の変化や、台風・低気圧の被害などの影響  
[漁獲減少]  
秋サケ、ホタテ、コンブ、スケトウダラ、ホッケ 等
- [漁獲増加]  
イワシ、ブリ等



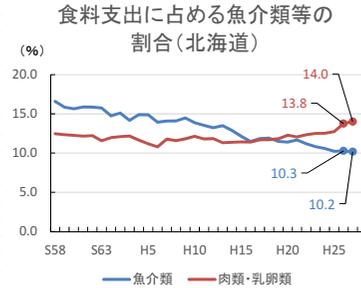
## ■ 漁業生産体制の脆弱化

- 漁業就業者の減少・高齢化の進行
- 漁船や漁労機器等の老朽化
- 漁労所得は低位、不安定



## ■ 消費者の魚離れ

- 水産物消費の減少が続き、今後の人口減少とあいまって一層の減少が懸念
- 簡便化等の消費ニーズの多様化



## ■ 大規模自然災害リスクの高まり

- 被災からの早期な復旧と復興
- 大規模地震による津波や激化が懸念されている台風等への備え



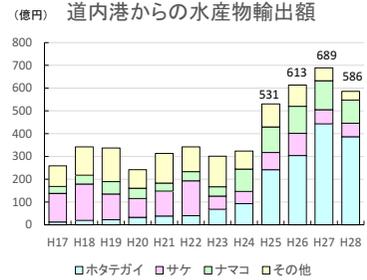
[流木の漂流・漂着]



[養殖施設の破損]

## ■ 国際情勢の変化

- 世界の水産物市場の拡大
- 国際貿易交渉の進展
- ロシア水域サケ・マス流し網漁業の操業禁止
- 外国漁船の操業活発化や国際的な資源管理の取組強化



## ■ 漁村地域の活力低下

- 漁業生産の減少による漁業や関連産業への影響
- 都市部への人口集中と地方の過疎化の進行
- 漁業就業者の減少

## ～変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて～

### 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と安定化

#### ■ 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

- 漁業経営の安定を図りながら資源回復を促す取組の促進
- 増加傾向にあるイワシやサバ等の操業体制づくり
- 密漁取締体制の充実強化

#### ■ 栽培漁業の推進

- 秋サケやホタテ、コンブの生産回復と安定化
- 栽培漁業の一層の推進
- 二枚貝等の養殖業の新たな展開

### 漁業経営体の収益性向上と人材の育成・確保

#### ■ 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

- 市町村・漁協等による新規就業者の受入体制の整備
- 新規就業モデルの検討

#### ■ 安定的な漁業経営の育成

- 収益性の高い操業体制への転換促進
- 増養殖等による新たな生産体制づくり

#### ■ 協同組合組織の経営の安定

- 組織体制や事業の充実強化

### 安全で良質な道産水産物の安定供給と消費拡大

#### ■ 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

- 放射性物質や貝毒のモニタリングと情報発信
- 衛生管理型漁港整備や水産加工場のHACCP認定取得促進

#### ■ 水産物の競争力の強化

- 増加傾向にあるブリやイワシ等の付加価値向上と販路拡大
- 生産から消費等の関係者が連携した消費拡大の取組推進
- 輸出先国の開拓、輸出品目の多様化等による輸出促進

### 水産業を核とした活力ある漁村地域の形成

#### ■ 水産資源の生育環境の保全

- 流木等の漂着物の処理や流木の発生抑制対策の推進

#### ■ 環境と調和した水産業の展開

- トド等の有害生物の被害防止対策の推進

#### ■ 快適で住みよい漁村の構築

- 漁港の耐震化等による漁村の防災力の強化

#### ■ 活力ある漁村の構築

- 漁港の増養殖利用などによる漁港を核とした魅力ある漁村づくり

### 水産業・漁村の発展を支える水産技術の向上と道民理解の促進

#### ■ 道民理解の促進

- 水産業や漁村が果たしている役割等の道民理解の促進
- 食育の推進

#### ■ 水産業の振興に関する技術の向上

- 海洋環境の変化等の状況を踏まえ、多様化するニーズに対応した技術開発や技術普及の推進

基本方針  
・  
施策の  
展開方向

目標

漁業生産量 H27年 108万トン ⇒ 目標(R9年) 126万トン  
すう勢(R9年) 107万トン

漁業生産額 H27年 3,137億円 ⇒ 目標(R9年) 3,178億円  
すう勢(R9年) 2,667億円

## I 条例の構成

本条例は、本道の水産業及び漁村の発展に向けた取組を進めていくため、これらの施策の方向性、枠組みを示すこととしていることから、「基本的施策」が主たる条項となるが、条例の理解を容易にするとともに、近時に制定された類似の条例の構成を勘案し、全条項に共通する条項を「第1章総則」、施策の基本的な条項を「第2章水産業及び漁村の振興に関する基本的施策」、知事の附属機関に関する条項を「第3章北海道水産業・漁村振興審議会」として取りまとめている。

また、条例制定の背景及び趣旨、水産業及び漁村の振興の意義を示す「前文」を設けるとともに、施行の日等を規定する附則を設けている。

	項 目	要 旨
条例制定の背景及び趣旨		
前 文		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本道（水産業・漁村）の特性と発展の経過</li> <li>2 水産業・漁村が果してきた役割</li> <li>3 水産業・漁村を取り巻く環境変化と危機的状況</li> <li>4 水産業・漁村に対する期待の高まり</li> <li>5 水産業・漁村の振興に向けた取組姿勢と決意</li> <li>6 道民の総意としての条例</li> </ol>
第1章 総 則		
第1条	目 的	<p>水産業の健全な発展及び豊かな活力のある漁村の構築に向けて条例を制定するものであることを示すとともに、下記の事項を条例に定めるものであることを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基本理念</li> <li>② 道の責務</li> <li>③ 水産業者等・道民等の役割</li> <li>④ 道の施策の基本的な事項</li> </ol>
第2条	基本理念	<p>水産業及び漁村の振興の基本理念を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本道が将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、推進されなければならないこと。</li> <li>② 水産業が地域の経済社会を支え、活力のある産業として発展するよう、推進されなければならないこと。</li> <li>③ 漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割や自然とのふれあいの場となる等、多様な機能を発揮する地域として発展するよう、推進されなければならないこと。</li> </ol>
第3条	道の責務	<p>道が以下の責務を有することを示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施すること。</li> <li>② 施策の推進に当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図ること。</li> </ol>

第4条	水産業者等の役割	水産業者等の役割を示す。 ① 基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めること。 ② 事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めること。
第5条	道民等の役割	道民の役割を示す。 ① 基本理念に関する理解を深め、水域環境の保全、道産水産物の消費に関し積極的な役割を果たすよう努めること。 ② 遊漁等を行う者は、基本理念にのっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域住民の生活に配慮すること。
第6条	年次報告	知事が、毎年、議会に年次報告を提出すること。
第2章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策		
第7条	振興推進計画	水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、振興推進計画の策定とその内容、及びその手続きを示す。
第8条	水産資源の適切な管理等	水産資源の適切な管理と秩序ある利用を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第9条	栽培漁業の推進	栽培漁業の推進を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第10条	担い手の育成及び確保等	水産業の担い手の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第11条	安定的な水産業経営の育成	安定的な水産業経営の育成を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第12条	協同組合組織の経営の安定	水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第13条	安全かつ良質な水産物の安定的な供給	安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第14条	水産物の競争力の強化	輸入される水産物等に対する道産水産物の競争力の強化を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第15条	水産資源の生育環境の保全及び創造	水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第16条	環境と調和した水産業の展開	環境と調和した水産業の展開を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第17条	快適で住みよい漁村の構築	快適で住みよい漁村の構築を図るため、必要な措置を講ずることを示す。

第 1 8 条	活力のある漁村の構築	活力のある漁村の構築を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第 1 9 条	道民の理解の促進	水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、必要な措置を講ずることを示す。
第 2 0 条	水産業の振興に関する技術の向上	水産業の振興に関する技術の向上を図るため、必要な措置を講ずることを示す。
第 2 1 条	財政上の措置	水産業及び漁村の振興に関する施策の推進に必要な財政上の措置を講ずることを示す。
第 3 章 北海道水産業・漁村振興審議会		
第 2 2 条	設 置	本道の水産業及び漁村の振興に関する重要事項について、調査審議するため、知事の附属機関として北海道水産業・漁村振興審議会を設置することを示す。
第 2 3 条	所掌事項	審議会の所掌事項について示す。
第 2 4 条	組 織	審議会の組織について示す。 また、審議会において、特別の事項を審議する必要がある場合、特別委員を置くことができることを示す。
第 2 5 条	委員及び特別委員	委員及び特別委員の任命・任期を示す。
第 2 6 条	会長及び副会長	審議会の役員について示す。
第 2 7 条	会 議	審議会の招集、定足数、表決について示す。
第 2 8 条	部 会	審議会に部会を置くことができることを示す。
第 2 9 条	会長への委任	審議会の運営に関し、その詳細を会長に委任することを示す。
附 則	施行期日	条例の施行期日を示す。
	廃止条例	① 北海道水産業振興審議会条例の廃止を示す。 ② 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例の廃止を示す。 ③ 5年ごとに社会経済情勢の変化等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。